

災害時避難行動要支援者支援制度について



～命を守る対策を！～



目的

災害時の避難の際に支援が必要な方の個別避難計画を作成し、災害発生時における避難誘導、安否確認等の支援活動に活用します。

支援の対象者

在宅の高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者のうち災害時の避難行動に支援が必要な方です。

個別避難計画作成について

避難支援を希望し、個別避難計画作成に同意される方は、町内会・自治会を通じて作成をお願いします。避難支援関係者(町内会・自治会、親戚、知人、近隣住民など)と一緒に作成します。この計画は、避難支援のための関係機関等に提供されることに同意するものになっています。

注意

この制度は、地域住民による善意の支え合いによって行われるもので、避難支援関係者に責任が生じるものではありません。

災害はいつどのような形で起こるかわかりません。支援者が被災する場合、外出していたり、すぐに対応できない場合もあることをご理解ください。

災害時の迅速な避難支援には、普段からの地域の人たちとのコミュニケーションが重要です。日頃から近所の人との交流を深め、顔の見える関係を築くことが大切です。

問い合わせ先

鶴岡市役所健康福祉部 地域包括ケア推進室 ☎ 35-1251 (直通)

町内会・自治会 ☎